

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金 (上乘せコース) のご案内

生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）通常コース（以下「国助成金」という。）の額の確定通知を受けた事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象事業者

- (1) 山梨県内に事業場があること。
- (2) 国助成金について、令和4年4月1日以降に山梨労働局に交付申請を行い、令和6年2月28日までに国助成金の交付額確定の通知を受けている事業者であること。
- (3) 国助成金の申請時において事業場内最低賃金が898円以上928円以下であること。等

補助対象経費・補助率

● 国の「業務改善助成金」の対象経費支出済額

※業務改善助成金の事業実績報告書に基づく。

補助率（上限額は、国と県併せて最大600万円）

- | | | |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 1 / 4 | ： 県上限額150万円（別に国 3/4） | 事業場内最低賃金 921円以上928円以下 |
| 1 / 5 | ： 県上限額120万円（別に国 4/5） | 事業場内最低賃金 898円以上920円以下 |
| 1 / 10 | ： 県上限額 60万円（別に国 9/10） | 生産性要件に合致した場合 |

● 業務改善助成金、賃金アップ環境改善事業費補助金交付申請手続きについて社会保険労務士へ支払った報酬（補助率10/10 上限額100千円）

申請書類

「山梨県賃金アップ環境改善事業費（上乘せコース）補助金交付申請書兼実績報告書」（第1号様式）

（添付書類）

- ① 誓約書（第2号様式）
- ② 国助成金交付額確定通知書の写し
- ③ 国助成金実績報告書の写し
- ④ 国庫補助金精算書の写し
- ⑤ 事業実施結果報告書の写し
- ⑥ 国助成金申請手続きに係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる領収書等の写し

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当

TEL : 055-223-1561（直通）

E-mail : rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp



YAMANASHI

申請方法

山梨県産業労働部労政雇用課のホームページ（以下URL）から申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/chinginhikiage_hojokin.html

【宛先】

〒400-8501甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県産業労働部労政雇用課労政担当

TEL : 055-223-1561



申請受付期間

令和6年3月8日（金）まで

※ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受け付けを終了します。

助成金・補助金支給の流れ

国「業務改善助成金」

① 交付申請書・事業計画などを

山梨労働局に提出

② 交付決定後、提出した計画に

沿って事業を実施

③ 労働局に事業実施結果を報告

④ 審査・額の確定・支給

県「賃金アップ環境改善事業費補助金（上乘せコース）」

⑤ 交付申請書兼実績報告書を

県に提出

⑥ 審査・交付決定

額の確定・支給

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当

TEL : 055-223-1561（直通）

E-mail : rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp



YAMANASHI

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金 (拡大コース)のご案内

中小企業事業者の物価高騰に対応した賃上げを推進するため、一定の賃金引上げに取り組む県内中小企業事業者が生産性向上に資する設備導入や人材育成等に要した経費に対して補助します。

補助対象事業者

- (1)山梨県内に事業場があること。
- (2)事業場内最低賃金が929円以上1,000円以下であること。
- (3)令和6年2月28日までに要綱別表1第4欄(裏面参照)に定める賃金の引上げを行い、引上げ後の賃金額を事業場内で使用する労働者の下限賃金額に定め、生産性向上と労働能率の増進に資する設備投資等を行っていること。等

補助対象経費・補助率

- 生産性向上と労働能率の向上に資する設備投資等に要する以下の経費

謝金、旅費、使用料賃借料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費、委託費

補助率 4/5 (上限額 裏面参照)

- 賃金アップ環境改善事業費補助金交付申請手続きについて社会保険労務士へ支払った報酬(補助率10/10 上限額100千円)

申請受付期間

令和5年12月28日(木)まで

※ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受け付けを終了します。

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当

TEL : 055-223-1561 (直通)

E-mail : rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp



YAMANASHI

要綱別表1（第4欄）

事業場内最低賃金の引上げ額	賃金引上げ労働者数	補助上限額 ※（ ）内は、事業所規模が30人未満の事業所		事業場内最低賃金の引上げ額	賃金引上げ労働者数	補助上限額 ※（ ）内は、事業所規模が30人未満の事業所	
		補助上限額	※（ ）内は、事業所規模が30人未満の事業所			補助上限額	※（ ）内は、事業所規模が30人未満の事業所
30円以上	1人	300千円	(600千円)	60円以上	1人	600千円	(1,100千円)
	2～3人	500千円	(900千円)		2～3人	900千円	(1,600千円)
	4～6人	700千円	(1,000千円)		4～6人	1,500千円	(1,900千円)
	7～9人	1,000千円	(1,200千円)		7～9人	2,300千円	(2,300千円)
	10人以上	1,200千円	(1,300千円)		10人以上	3,000千円	(3,000千円)
45円以上	1人	450千円	(800千円)	90円以上	1人	900千円	(1,700千円)
	2～3人	700千円	(1,100千円)		2～3人	1,500千円	(2,400千円)
	4～6人	1,000千円	(1,400千円)		4～6人	2,700千円	(2,900千円)
	7～9人	1,500千円	(1,600千円)		7～9人	4,500千円	(4,500千円)
	10人以上	1,800千円	(1,800千円)		10人以上	6,000千円	(6,000千円)

申請方法

山梨県産業労働部労政雇用課のホームページ（以下URL）から申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/chinginhikiage_hojokin.html

【宛先】

〒400-8501甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当 TEL：055-223-1561



※対象事業、経費について疑義がある場合は、事前に労政雇用課労政担当へご相談ください。

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当

TEL：055-223-1561（直通）

E-mail：rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp



山梨県DX研修推進事業費補助金のご案内

山梨県内の中小企業のデジタル・トランスフォーメーションを推進するため、事業場内の最低賃金を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業者が自社のDX推進を目的に実施する研修に対し、補助します。

補助対象事業者

- 山梨県賃金アップ環境改善事業費（上乘せコース）交付要綱第3条又は山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金（拡大コース）交付要綱別表1第1欄の補助対象事業者に該当する者であること。
- 自社のDXの推進を目的とする研修を行っていること。

補助対象経費・補助率

- 補助対象事業者が自組織に対して実施するDX推進に資する研修事業に要する費用
※研修に必要な物品のみを購入する場合は対象外となりません。

補助率 10 / 10（上限額 1事業者30万円）

申請方法

山梨県産業労働部労政雇用課のホームページ（以下URL）から申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/chinginhikiage_hojokin.html

【宛先】

〒400-8501甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当 TEL : 055-223-1561



申請受付期間

令和5年12月28日（木）まで

※ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受け付けを終了します。

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当

TEL : 055-223-1561（直通）

E-mail : rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp



YAMANASHI

補助内容

対象事業	対象経費	補助率 上限額	軽微な変更
DX推進に資する研修事業 （自組織に対して実施するDX推進に資する研修事業に要する費用） ※研修に必要な物品のみを購入する場合は対象とならない。	1 報償費 外部講師謝金等 2 旅費 外部講師旅費、研修参加旅費等 3 使用料及び賃借料 研修会場使用料、機器賃借料等 4 委託費 研修企画、運営、実施までの研修費用等 5 負担金 研修参加費	当該経費の 10分の10 補助上限額 300千円	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※対象事業、経費について疑義がある場合は、事前に労政雇用課労政担当へご相談ください。

その他

- ・オンライン研修も対象となります。
- ・交付申請は年度内1回限りとなります。
- ・補助対象となるDXに資する研修は、令和6年2月28日までに実施が完了となることが条件となります。
- ・他の補助金等と併用して申請することはできません。

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当

TEL : 055-223-1561 (直通)

E-mail : rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

